

空き家情報バンク設置要綱

(設置)

第1条 空き家、宅地等の有効活用により、村への移住を促進し、地域の活性化を図るため、空き家情報バンク（以下「情報バンク」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)空き家 村内に存在し、個人が居住を目的として建築し現に居住していない建物、又は、居住しなくなる予定を含む建物をいう。

(2)宅地 村内に存在し、建物の敷地に供せられる土地をいう。

(3)情報バンク 空き家及び宅地を所有し、売却、賃貸等を希望する者から申込みを受けた情報を、村内への移住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し紹介するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家情報バンク以外による空き家、宅地の取り引きを妨げるものではない。

(登録)

第4条 情報バンクに所有する空き家、宅地の登録を希望する者は、空き家情報バンク登録申込書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、空き家情報バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

3 村長は、前項の規定により登録したときは、空き家情報バンク登録完了通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定により通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、空き家情報バンク登録変更届書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

(情報の登録抹消)

第6条 村長は、登録者から空き家情報バンク登録抹消届書(様式第4号)の提出があったとき、又は登録から2年を経過したときは、登録を抹消するとともに、空き家情報バンク登録抹消通知書(様式第5号)を登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年を経過したことにより登録を抹消した物件については、改めて登録の申込みを行うことができるものとする。

(空き家情報の公開)

第7条 村長は、村ホームページへの掲載、登録台帳の閲覧、その他の方法により情報を公開するものとする。ただし、登録者が希望しない方法については、この限りでない。

(利用者の登録)

第8条 情報バンクを利用し、空き家等の紹介を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、空き家情報バンク利用登録申込書(様式第6号。以下「利用申込書」という。)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により申し込みがあり、その内容を確認のうえ、利用者として適当であると認めるときは、空き家情報バンク利用者台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

(利用者の登録抹消)

第9条 村長は、利用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、利用者の登録を抹消するものとする。

- (1) 利用者本人から登録抹消の申出があったとき。
- (2) 利用申込書の内容に虚偽があったとき。
- (3) 空き家、宅地を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると村長が認めるとき。

(情報の提供等)

第10条 村長は、必要に応じて、登録者又は利用者に対して登録台帳及び利用者台帳に登録された情報を提供するものとする。

2 村長は、登録者及び利用者による空き家の売買、賃借等の交渉及び契約について、直接これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第11条 登録者及び利用者並びにその登録があった者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報バンクから知り得る個人情報(以下「個人情報」という。)を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
- (2) 個人情報を村長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに村長に報告し、その指示に従うこと。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

様式第1号（第4条関係）

空き家情報バンク登録申込書

平成 年 月 日

野田村長

住 所
氏 名 ⑩
電話番号（ ） —

空き家情報バンクに登録したいので、同制度の趣旨を理解したうえ次のとおり申し込みます。

所 在 地	野田村大字野田・玉川			
所 有 者 名				
空 家 の 構 造	材 質：木造・コンクリート・その他（ ） 構 造：平屋建て・2階建て 延床面積： m ² 敷地面積 m ²			
設 備	電 気	1 即利用可	2 手続きが必要	3 利用不可
	ガ ス	1 即利用可	2 手続きが必要	3 利用不可
	水 道	1 即利用可	2 工事が必要	3 利用不可
	ト イ レ	1 水洗 2 くみ取り式		
	駐 車 場	1 有（可能台数 台） 2 無		
建 築 年 ・ 経 過 年 数	年建築（築後 年経過）			
売 却 ・ 賃 貸 の 別	1 売却 2 賃貸 3 どちらでも可			
価 格 ・ 賃 料	1 売却 万円 2 賃貸 月 万円			
家 屋 の 状 況	1 即入居可能 2 小規模改修が必要 3 大規模改修が必要			
売 却 ・ 賃 借 可 能 な 農 地 等	宅地	アール	売却可・賃借可	
	農地	アール	売却可・賃貸可	
	山林	アール	売却可・賃貸可	
	その他（ ）	アール	売却可・賃貸可	
特 記 事 項				

申告及び同意

登録申込書の記載事項に偽りはありません。

また、標記申込みの手続きの上、事務担当者が家屋及びこれに関連する課税資料を閲覧すること、及び役場内で情報を使用することに同意します。

平成 年 月 日

氏名 ⑩

様式第2号（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

野田村長

印

空き家情報バンク登録完了通知書
空き家情報バンクへの登録が完了したので次のとおり通知します。

登録番号 第 号

登録期間 年 月 日～ 年 月 日

様式第3号（第5条関係）

空き家情報バンク登録変更届書

平成 年 月 日

野田村長

住 所

氏 名

電話番号（ ） ー

㊞

登録情報について、内容の変更を次のとおり届け出ます。

登録番号 第 号

変更内容

様式第4号（第6条関係）

空き家情報バンク登録抹消届書

平成 年 月 日

野田村長

住 所

氏 名

電話番号（ ） ー

印

空き家情報バンクの登録を抹消したいので次のとおり届け出ます。

登録番号 第 号

理 由

様式第5号（第6条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

野田村長

印

空き家情報バンク登録抹消通知書
空き家情報バンクの登録を抹消したので次のとおり通知します。

登録番号 第 号

理 由

様式第6号（第8条関係）

空き家情報バンク利用登録申込書

平成 年 月 日

野田村長

氏 名 ㊟

空き家情報バンクを利用したいので、次のとおり申し込みます。

住 所	〒	—
氏 名		
年 齢	歳	
職 業		
同 居 人 数	人（本人含む。）	
電話番号（自宅）	—	—
電話番号（携帯）	—	—
F A X 番 号	—	—
E - m a i l	@	
申 請 理 由		
特 記 事 項		

空き家情報バンクに関する内規

(目的)

第1 この内規は、「空き家情報バンク設置要綱」に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録できない者)

第2 同要綱第4条に基づく登録ができない者は次のとおりとする。

- (1) 営利を目的として家屋、宅地を貸し出している者
- (2) 国税及び地方税等を滞納している者
- (3) 村長が公共の秩序を乱す恐れがあると認めた者

(利用できない者)

第3 同要綱第8条に基づく利用ができない者は次のとおりとする。

- (1) 村内に住所を有する者（ただし、東日本大震災で被災し、罹災証明を受けた者を除く）
- (2) 営利を目的として家屋、宅地を貸し出している者
- (3) 国税及び地方税等を滞納している者
- (4) 村長が公共の秩序を乱す恐れがあると認めた者